島原本広第６６９号
２０２４年１２月１２日

島根県知事　丸山達也　様

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長　三村秀行

島根原子力発電所２号機における
原子炉施設保安規定に定める運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所２号機において起動試験を行っていたところ、原子炉水位計のうち、重大事故等発生時に使用する水位計が監視不能な状態であることを確認したことから、１１時２１分、原子炉施設保安規定第６５条に定める運転上の制限を満足しない状態であると判断しましたので、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第９条に基づきご連絡いたします。

以　上